

## 修正案

p3

(2) グローバル社会に生きる日本人の育成 **グローバル社会への対応**

ヒト・モノ・カネ・情報などが、かつてないほどのスピードで、地球規模で行き交う「グローバル時代」が到来しています。世界市場の中心は、欧米からアジアなどの新興諸国へ移っています。国際社会のグローバル化の動きは、日本においても経済活動や人の往来はもとより、情報伝達や文化活動等日常生活の様々な面に及んでいます。

近年、外国人の定住化が進み、本市においても現在3千人近くの方が在住しています。このため、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する教育を充実させるとともに、外国人児童生徒や帰国児童生徒のみならず、すべての子どもたちにグローバル社会に生きるために必要な資質を身に付けさせることが期待されています。

また、国内外の外国人との交流の機会が増える中、**国際社会に生きる日本人国際社会の一員**としての自覚をもたせることや、民族や国籍を異にする人々が互いの文化や習慣を尊重し、共に生きる心を育むことが重要です。**一方で、世界的な競争と共生が進む現代社会においては、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、自分の住むまち・桑名に愛着や誇りを持つことも大切です。その上で、**広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語・文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識を持った人づくりが望まれます。そのツールとしての外国語(英語)力の向上も必要となります。

p4

(4) **貧困状態にある家庭の子どもへの対応** **子どもたちの家庭環境への対応**

**子どもの成長にとって基盤となるのは、家庭であることは言うまでもありません。しかし、様々な理由から、子育てに不安を抱える家庭も見られます。**

**例えば、**厚生労働省の調査では、平成24年時点の「子どもの貧困率」が16%とおおよそ6人に1人、とりわけ一人親世帯では55%と2人に1人を超える子どもが貧困の状態にあるという深刻な事態が明らかになっています。

貧困は、子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子どもたちにはありません。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態にある家庭の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進しなければなりません。こういったことを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が制定されました。

また、平成27年4月には、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、早期に支援を行い、自立の促進を図ることを目的に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。本市でも同法に基づき相談窓口が設置され、生活に困った人は、相談窓口で相談すれば、状況に応じて就労訓練や子どもの学習支援などが受けられます。

**このほか、家庭内に暴力が存在したり、仕事の都合で深夜まで保護者が不在であったり、といった家庭もあります。**

今後は、**貧困状態にある家庭の子どもには、**学校での生活や学習だけでなく、家庭における生活や学習においても注視や支援・指導を行いながら、すべての子どもたちの学力を確実に保障することが必要です。また、学校を窓口として福祉関連機関と連携した取り組みを進めていくことも必要です。